

平成24年(ワ)第394号,平成25年(ワ)第63号

大飯原発3,4号機運転差止請求事件

原告 松田正 外188名

被告 関西電力株式会社

第9準備書面

平成25年12月17日

福井地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥

同 上 笠原一浩

原告らは、御庁からの平成25年10月10日付け求釈明に対し、津波について(求釈明(1))次のとおり回答する。

1 被告作成証拠によっても、津波による施設破壊の危険があること

(1) 波高3.86メートル以上

被告は、波高3.86メートルの津波しか想定していない。波高3.86メートル以上の津波が到来した場合には、例えば海水系施設の一部が破壊されるおそれがある。

(2) 波高4.65メートル以上

また、被告が作成した甲14の48頁においても、「緊急安全対策整備前では…4.65m以上の津波により、海水系の機能喪失に伴う『補器冷却水の喪失』が発生した場合、地震の影響により外部電源が喪失し、かつ、津波の影響により非常用所内電源からの給電に期待できないため、燃料の重大な

損傷に至る」と述べられている。

この点被告は、同頁において「緊急安全対策整備後においては、上記の機能が喪失した場合においても、空冷式非常用発電装置の配備、タービン同補助給水ポンプの水源確保、扉及び貫通部へのシール施工等により、耐震裕度 1.80Ss までの範囲、及び許容津波高さ 11.4 メートルまでの範囲では、タービン同補助給水ポンプを用いた 2 次系冷却が可能」と主張する。しかし、同「緊急安全対策整備」とは要するに、敷材等を多少高い場所に設置して防水シールを設置したものにはすぎない（甲 16 の 1＝添付 4－1）。また、仮に津波の直接の影響を受けなかったとしても、津波は多くの場合、地震に伴って襲来するものであり、地震それ自体の影響によって機器が損壊される可能性は常に存在する。別紙で述べるとおり、被告作成にかかる甲 1 4 の添付書類（甲 1 6）によっても、「緊急安全対策」は、① 決して既往最大の地震を考慮して設備の耐震性を強化したものではなく（甲 16 の 1）、② 免震事務棟への通信設備移設という防災上重要な事項についてすら 6 年も経たないと構築できず（甲 16 の 2）、③ 防災上の重要設備の多くについていまだに B、C クラスの扱いをしているなど（甲 16 の 3）、多数の重大な問題点があり、到底安全を確保するに足りるものではない。

よって、本件原発は、被告提出の証拠を前提としても、決して高さ 4.65 m を超える津波（必然的に大規模な地震を伴う）に耐えられるものではない。4.65m を超える津波が到来すれば、「緊急安全対策整備後」においても、「海水系の機能喪失に伴う『補器冷却水の喪失』が発生した場合、地震の影響により外部電源が喪失し、かつ、津波の影響により非常用所内電源からの給電に期待できないため、燃料の重大な損傷に至る」（甲 14 の 48 p）おそれが高い。この場合、例えば第 5 準備書面で述べた経緯により、大量の放射性物質が周辺環境に放散し、周辺住民の生命や健康に重大な影響を及ぼす可能性がある。

（3）波高 11.4 メートル以上

しかも、被告の主張（甲 14 の 48P）を前提としても、「緊急安全対策整備後」も、耐震裕度 1.80Ss 以上、あるいは津波高さ 11.4 メートル以上の地震や津波においては、2 次系冷却は不可能ということになる。この場合、例えば第 5 準備書面で述べた経緯により、大量の放射性物質が周辺環境に放散し、周辺住民の生命や健康に重大な影響を及ぼす可能性がある。

- (4) そして、被告が想定する基準地震動は 700 ガルであるところ、柏崎刈羽原発で観測された地震動すら 1699 ガル（700 ガルの 2.43 倍）、岩手・宮城内陸沖地震で観測された地震動は 4022 ガル（700 ガルの 5.75 倍）と、被告が想定する耐震裕度をはるかに上回るため、本件原発が（3）で述べた地震に見舞われる可能性がある。
- (5) 同様に、津波についても、第 2 準備書面 1 p で述べたとおり、日本ではこれまで遡上高 39.7m の津波が観測されていることから、本件原発を、波高 11.4 メートルを超える津波が襲う可能性がある（波高と遡上高の関係については後述）ため、本件原発が（3）で述べた津波に見舞われる可能性がある。
- (6) なお、被告は甲 14、甲 16 において「波高」のみ検討しているが、後述のとおり、本件原発では波高よりも高い地点まで津波が遡上する可能性がある。本件原発は、遡上高の検討を怠っているという点でも、事故の危険性を看過したものである。

2 その他、津波による施設破壊の危険（訴状の補足）

- (1) とりわけ、遡上高 5 メートル以上の津波が到来した場合は、第 5 準備書面で述べたとおり、海水系施設（海水ポンプ）が破壊される恐れがある。

ここで、波高と遡上高の関係について説明する。山沿いなどの斜面においては、海水面が上昇していくことから、波自体の高さ（波高）よりも、高い地点まで津波が遡上することが考えられる。この、津波が遡上する高さを遡上高という（甲 5 = 訴状 4 1 P の図 5 参照）。そして、本件原発も、山の斜面沿いにあることから（甲 1 7 = 地図）、波高よりも高い地点まで津波が遡上すると考えられる。

- (2) さらに、遡上高 9.3 メートル以上の津波が到来した場合は、敷地の高さに

達するため、海水が建屋にまで侵入する可能性がある。この場合、第5準備書面で述べたとおり、各種機器の損傷によって、全電源喪失に至る可能性が高い。

- (3) 遡上高が24.3メートルに達すると、建物に対しての高さが15mに達するため、訴状で述べたとおり、コンクリート造の原発建屋であっても、相当程度の破壊に達する。この場合、訴状で述べたとおり、建屋の中に収納されている格納容器も破壊されることになる。
- (4) そして第5準備書面で述べたとおり、本件原発において、遡上高39.7mの津波を想定する必要は高い。

以上

(別紙) 緊急安全対策の問題点一覧

号 証	標 目	問題点 (立証趣旨)
甲16の1	添付4-1 緊急安全対策及び設備強化対策の概要	「緊急安全対策」「設備強化対策」は、新たに設備を設置する弥縫策に過ぎず、また新設備につき、「緊急時」(≒地震時)になお十分耐えうるほどの耐震性も特に担保されていないこと
甲16の2	添付4-2 シビアアクシデントへの対応に関する措置に係る実施状況	免震事務棟への通信設備移設という重要な事項について、6年も経たないと構築できないこと (1 p 中段)
甲16の3	添付5-(1)-1 耐震評価設備等リスト	被告は多数の重要設備につき、未だにB,Cクラスの扱いをしていること (末尾)
甲16の4	添付5-(1)-2 大飯発電所の基準地震動S s	被告が想定する基準地震動は、最大加速度700ガルにすぎないこと (1 p)
甲16の5	添付5-(1)-3 総合的安全評価における耐震裕度の評価について	地震に対する安全性評価は、あくまでも上記の基準地震動を用いた動的解析によることを基本としていること (1 p 14行目)
甲16の6	添付5-(1)-4 地震を起因とした炉心損傷に至る起因事象	事故等の起因事象は、被告が想定するだけでも21項目に上ること (1 p)
甲16の7	添付5-(1)-5 各起因事象におけるイベントツリー(地震:炉心損傷)	同証拠で摘示された各イベントツリーは、それぞれ多数のプロセスから構成されているが、いずれにおいても、2つ以上のプロセスで失敗すれば炉心損傷が起ってしまうこと
甲16の8	添付5-(1)-6 耐震裕度評価結果(地震:炉心損傷)	① 各設備の耐震裕度の評価値と許容値は、いずれもその計算根拠が記されていないこと ② 重要設備の大多数は、裕度が5.75 (第9準備書面1(4)参照)に及ばず、2.43 (同)に達しないものも多くあること
甲16の9	添付5-(1)-7 フロントライン系サポート系の関連表(地震:炉心損傷)	原子炉停止という最も重要なフロントライン系に対するサポート系は、わずか3つしかないこと (1 p)
甲16の10	添付5-(1)-8 各影響緩和機能の系統図(地震:炉心損傷)	被告の主張によつてすら、安全保護ロジック盤の機能損傷は炉心損傷直結の要因となること (1 p)

甲16の11	添付5-(1)-9 クリフェ ッジ評価において耐震裕 度を算定しない設備につ いて	未だに支持構造物について、耐震裕度の算定対象外としており（1 p 冒頭）、かつ、支持構造物は全体の数が非常に多く、安全機能を失うまでの耐震裕度を個別に定量的に算定することが、そもそも困難であること（3 p 8行目）
甲16の12	添付5-(1)-10 各影響緩 和機能の耐震裕度評価結 果一覧(地震：炉心損傷)(外部電源喪失)	① 各設備の耐震裕度の評価値と許容値は、いずれもその計算根拠が記されていないこと ② 重要設備の大多数は、裕度が5.75（第9準備書面1(4)参照）に及ばず、2.43（同）に達しないものも多くあること
甲16の13	添付5-(1)-11 各影響緩 和機能のフォールトツリ ー(地震：炉心損傷)	同証拠で示されたいずれの系も裕度が5.75に及ばず、2.43に達するものも⑤バッテリー（サポート系）しかないこと
甲16の14	添付5-(1)-12 イベント ツリーの耐震裕度及びク リフェッジ評価(外部電 源喪失)(地震：炉心損傷)	同証拠で摘示されたイベントツリーは、多数のプロセスから構成されているが、2つ以上のプロセスで失敗すれば炉心損傷が起こってしまうこと。特に、最初のプロセスである「原子炉停止」に失敗すれば、炉心損傷しかないこと
甲16の15	添付5-(1)-13 各影響緩 和機能の耐震裕度評価結 果一覧(地震：炉心損傷)(補機冷却水の喪失)	① 各設備の耐震裕度の評価値と許容値は、いずれもその計算根拠が記されていないこと ② 重要設備の大多数は、裕度が5.75（第9準備書面1(4)参照）に及ばず、2.43（同）に達しないものも多くあること
甲16の16	添付5-(1)-14 イベント ツリーの耐震裕度及びク リフェッジ評価(補機冷 却水の喪失)(地震：炉心 損傷)	同証拠で摘示されたイベントツリーは、多数のプロセスから構成されているが、2つ以上のプロセスで失敗すれば炉心損傷が起こってしまうこと。特に、最初のプロセスである「原子炉停止」に失敗すれば、炉心損傷しかないこと
甲16の17	添付5-(1)-15 イベント ツリーの耐震裕度及びク リフェッジ評価(緊急安 全対策前)(地震：炉心損 傷)	同証拠で摘示されたイベントツリーは、多数のプロセスから構成されているが、2つ以上のプロセスで失敗すれば炉心損傷が起こってしまうこと。特に、最初のプロセスである「原子炉停止」に失敗すれば、炉心損傷しかないこと
甲16の18	添付5-(1)-16 各起因事 象におけるイベントツリ ー(地震：炉心損傷)	SFP冷却機能喪失への「備え」は、甲16の19の耐震裕度評価を前提とする脆弱なものであること

甲16の19	添付5-(1)-17 耐震裕度評価結果(地震：SFP燃料損傷)	① 各設備の耐震裕度の評価値と許容値は、いずれもその計算根拠が記されていないこと ② 重要設備の大多数は、裕度が5.75（第9準備書面1(4)参照）に及ばず、2.43（同）に達しないものも多くあること
甲16の20	添付5-(1)-18 フロントライン系とサポート系の関連表(地震：SFP燃料損傷)	フロントライン系に対するサポート系の「機能」は、甲16の19の耐震裕度評価を前提とする脆弱なものであること
甲16の21	添付5-(1)-19 各影響緩和機能の系統図(地震：SFP燃料損傷)	フロントライン系に対するサポート系の「機能」は、甲16の19の耐震裕度評価を前提とする脆弱なものであること
甲16の22	添付5-(1)-20 各影響緩和機能の耐震裕度評価結果一覧(地震：SFP燃料損傷)(外部電源喪失)	① 各設備の耐震裕度の評価値と許容値は、いずれもその計算根拠が記されていないこと ② 重要設備の大多数は、裕度が5.75（第9準備書面1(4)参照）に及ばず、2.43（同）に達しないものも多くあること
甲16の23	添付5-(1)-21 各影響緩和機能のフォールトツリー(地震：SFP燃料損傷)	同証拠で示されたいずれの系も裕度が5.75はおろか、2.43にも達しないこと
甲16の24	添付5-(1)-22 イベントツリーの耐震裕度及びクリフェッジ評価(地震：SFP燃料損傷)	同証拠で示されたいずれの系も裕度が5.75はおろか、2.43にも達しないこと
甲16の25	添付5-(1)-23 イベントツリーの耐震裕度及びクリフェッジ評価(緊急安全対策前)(地震：SFP燃料損傷)	同証拠で示されたいずれの系も裕度が5.75はおろか、2.43にも達しないこと
甲16の26	貼付5-(2)-1 本評価における対象設備等の耐震重要度分類と評価上の扱い	被告は多数の重要設備につき、未だにB,Cクラスの扱いをしていること（末尾）
甲16の27	添付5-(2)-2 大飯発電所 設計津波高さに関する算定根拠説明資料	被告は設計津波高さの算定にあたって、対象津波として北海道中部地震津波、北海道南西沖地震津波という、平均的な地震津波を選定することとまること（4p）

甲16の28	添付5-(2)-3 大飯4号機の敷地レベルと主要な機器等の配置レベル	福島第一発電所では高さ15mの津波が到来したにもかかわらず（福島第一発電所の海岸線は本件原発と異なり起伏が乏しく、本件原発では、それ以上の津波が到来する可能性が十分ある）、被告は11.4mまでシール施工をしたに留まる事
甲16の29	添付5-(2)-4 各起回事象におけるイベントツリー(津波：炉心損傷)	被告の想定においてすら、理論上考えられるイベントツリーの大半につき破線扱いとなっており、起回事象発生と同時に成功可能性が失われると想定されていること
甲16の30	添付5-(2)-5 許容津波高さ評価結果(津波)	① 海水ポンプは対策後も4.65mの浸水口高さに留まり、その他もほとんどが11.4mに留まること ② 主給水喪失、外部電源喪失など重要な起回事象にかかわる設備が耐震クラスB,C扱いとなっていること(11, 12p)
甲16の31	添付5-(2)-6 フロントライン系とサポート系の関連表(津波：炉心損傷)	特に外部電源喪失においては、原子炉停止に対するサポート系は3つしかないこと(4p)
甲16の32	添付5-(2)-7 各影響緩和機能の系統図(津波：炉心損傷)	フロントライン系に対するサポート系の「機能」は、甲16の19、甲16の30等の耐震評価を前提とした脆弱なものに過ぎないこと
甲16の33	添付5-(2)-8 各影響緩和機能のフォールトツリー(津波：炉心損傷)	各影響緩和のフォールトツリーのかなりの部分が、高さ4.65mの津波で失敗に至り、高さ11.4mの津波でも機能するものはほとんどないこと
甲16の34	添付5-(2)-9 イベントツリーの許容津波高さ及びクリフェッジ評価(津波：炉心損傷)	① 津波によって原子炉停止の失敗が生じた場合、炉心損傷を食い止める手段はないこと ② 原子炉も、被告の想定によっても高さ15.8mの津波で停止に失敗すること
甲16の35	添付5-(2)-10 浸水量評価を用いたクリフェッジとしての許容津波高さの再評価について	当該プラントでのクリフェッジとしての許容津波高さは、被告の主張によっても11.4mにとどまること(末尾)
甲16の36	添付5-(2)-11 イベントツリーの許容津波高さ及びクリフェッジ評価(緊急安全対策前)(津波：炉心損傷)	「緊急安全対策」の前後において、甲16の34の立証趣旨で述べたことに何ら変化はないこと

甲16の37	添付5-(2)-12 各起因事象におけるイベントツリー(津波：SFP燃料損傷)	外部電源喪失に至り、非常用所内電源からの給電に失敗した場合は、被告の想定によっても、福島第一原発事故においても困難を極めた、消防ポンプ等による注水に頼るしかないこと
甲16の38	添付5-(2)-13 フロントライン系とサポート系の関連表(津波：SFP燃料損傷)	SFP冷却機能喪失、補機冷却水の喪失に至った場合は、燃料取換用水ポンプによる注水ですら、3つのサポート系に支えられるのみで、他の水源確保・注水はサポート系に支えられていないこと
甲16の39	添付5-(2)-14 各影響緩和機能の系統図(津波：SFP燃料損傷)	各影響緩和機能は、甲16の19、甲16の30等の耐震評価を前提とした脆弱なものに過ぎないこと
甲16の40	添付5-(2)-15 各影響緩和機能のフォールトツリー(津波：SFP燃料損傷)	各影響緩和のフォールトツリーのかなりの部分が、高さ4.65mの津波で失敗に至ること
甲16の41	添付5-(2)-16 イベントツリーの許容津波高さ及びクリフェッジ評価(津波：SFP燃料損傷)	外部電源が喪失したら非常用所内電源からの給電は機能せず、地震に耐えて使用するという保障のない消防ポンプ等による注水に頼るしかないこと(2p)
甲16の42	添付5-(2)-17 イベントツリーの許容津波高さ及びクリフェッジ評価(緊急安全対策前)(津波：SFP燃料損傷)	緊急安全対策前には外部電源が喪失したら燃料損傷しなかった(2p)が、「緊急安全対策」も、単に、消防ポンプを高い(といっても14.4mにすぎないが)場所に設置したに過ぎないこと
甲16の43	添付5-(3)-1 各シナリオの重畳に対する耐力の評価結果(重畳：炉心損傷(地震による起因事象をベースとした評価))	① 同証拠で摘示されたイベントツリーは、多数のプロセスから構成されているが、2つ以上のプロセスで失敗すれば炉心損傷が起きてしまうこと。特に、最初のプロセスである「原子炉停止」に失敗すれば、炉心損傷しかないこと ② 各プロセスのうち、耐震裕度が2.43(第9準備書面1(4))を超えるものは1つもないこと
甲16の44	添付5-(3)-2 各シナリオの重畳に対する耐力の評価結果(重畳：炉心損傷(津波による起因事象をベースとした結果))	① 同証拠で摘示されたイベントツリーは、多数のプロセスから構成されているが、2つ以上のプロセスで失敗すれば炉心損傷が起きてしまうこと。特に、最初のプロセスである「原子炉停止」に失敗すれば、炉心損傷しかないこと ② 各プロセスのうち、耐震裕度が2.43(第9準備書面

		1(4)を超えるものは1つもないこと
甲16の45	添付5-(3)-3 各シナリオの重畳に対する耐力の評価結果(重畳: 炉心損傷(地震による起因事象をベースとした評価))=緊急安全対策前=	① 同証拠で摘示された各イベントツリーは、いずれも多数のプロセスから構成されているが、2つ以上のプロセスで失敗すれば炉心損傷が起こってしまうこと。特に、最初のプロセスである「原子炉停止」に失敗すれば、炉心損傷しかないこと ② 各プロセスのうち、耐震裕度が2.43 (第9準備書面1(4)を超えるものは1つもないこと
甲16の46	添付5-(3)-4 各シナリオの重畳に対する耐力の評価結果(重畳: 炉心損傷(津波による起因事象をベースとした評価))=緊急安全対策前=	① 同証拠で摘示されたイベントツリーは、多数のプロセスから構成されているが、2つ以上のプロセスで失敗すれば炉心損傷が起こってしまうこと。特に、最初のプロセスである「原子炉停止」に失敗すれば、炉心損傷しかないこと ② 各プロセスのうち、耐震裕度が2.43 (第9準備書面1(4)を超えるものは1つもないこと
甲16の47	添付5-(3)-5 各シナリオの重畳に対する耐力の評価結果(重畳: SFP(地震による起因事象をベースとした評価))	① 各プロセスのうち、耐震裕度が2.43 (第9準備書面1(4)を超えるものは1つもないこと ② 消防ポンプによる注水については、耐震裕度の記載すらないこと
甲16の48	添付5-(3)-6 各シナリオの重畳に対する耐力の評価結果(重畳: SFP(津波による起因事象をベースとした評価))	① 各プロセスのうち、耐震裕度が2.43 (第9準備書面1(4)を超えるものは1つもないこと ② 消防ポンプ等による注水については、耐震裕度の記載すらないこと
甲16の49	添付5-(3)-7 各シナリオの重畳に対する耐力の評価結果(重畳: SFP(地震による起因事象をベースとした評価))=緊急安全対策前=	緊急対策前には非常所内電源が喪失したら燃料喪失しかなかったが、「緊急安全対策」も、単に、高い場所に消防ポンプ等(しかも、地震に耐えて使用しうるといふ保障はない)を設置するに過ぎないこと
甲16の50	添付5-(3)-8 各シナリオの重畳に対する耐力の評価結果(重畳: SFP(津波による起因事象をベースとした評価))=緊急安全対策前=	同上

甲16の51	添付5-(4)-1 電源構成概要図	被告が主張する電源構成概要図
甲16の52	添付5-(4)-2 非常用ディーゼル発電機の継続運転時間	被告が主張するディーゼル発電機の継続運転期間
甲16の53	添付5-(4)-3 設備の概要及び保全内容	被告が主張する設備の概要
甲16の54	添付5-(4)-4 大飯発電所のタンクの使用割り当て	被告が主張する本件原発のタンクの使用割り当て
甲16の55	添付5-(4)-5 防護措置の実施に係る組織等の状況確認	被告が主張する防護措置の実施に係る組織等
甲16の56	添付5-(4)-6 蒸気発生器への給水機能(大飯4号機)	被告が主張する蒸気発生器への給水機能
甲16の57	添付5-(4)-7 給水機能を消防ポンプ燃料(ガソリン)消費量の関係(4号機運転時)	被告が主張する給水機能と消防ポンプ燃料(ガソリン)消費量の関係
甲16の58	添付5-(4)-8 使用済燃料ピット(SFP)への給水機能(大飯4号機)	被告が主張する使用済燃料ピット(SFP)への給水機能
甲16の59	添付5-(4)-9 電源容量と継続時間評価	被告が今後設置を計画している設備も、発電機を増設することに過ぎず、発電所自体の耐震性を特段向上させるものではないこと
甲16の60	添付5-(4)-10 給水機能と消防ポンプ燃料(ガソリン)消費量の関係(4号機停止時)	同上
甲16の61	添付5-(4)-11 設備強化対策で今後設置を計画している設備の効果	同上
甲16の62	添付5-(5)-1 設備の概要及び保全内容	被告が主張する設備の概要

甲16の63	添付5-(5)-2 大飯発電所のタンクの使用割り当て	被告が主張する本件原発のタンクの使用割り当て
甲16の64	添付5-(5)-3 防護措置の実施に係る組織等の状況確認	被告が主張する防護措置の実施に係る組織等
甲16の65	添付5-(5)-4 蒸気発生器への給水機能(大飯4号機)	被告が主張する蒸気発生器への給水機能
甲16の66	添付5-(5)-5 給水機能と消防ポンプ燃料(ガソリン)消費量の関係(4号機運転時)	被告が主張する給水機能と消防ポンプ燃料(ガソリン)消費量の関係
甲16の67	添付5-(5)-6 使用済燃料ピット(SFP)への給水機能(大飯4号機)	被告が主張する使用済燃料ピット(SFP)への給水機能
甲16の68	添付5-(5)-7 給水機能と消防ポンプ燃料(ガソリン)消費量の関係(4号機停止時)	被告が主張する給水機能と消防ポンプ燃料(ガソリン)消費量の関係
甲16の69	添付5-(5)-8 敷地低部のタンクを利用した場合のクリフエッジ	被告が主張する「敷地低部のタンクを利用した場合のクリフエッジ」
甲16の70	添付5-(5)-9 設備強化対策で今後設置を計画している設備の効果	被告が今後設置を計画している設備も、発電所自体の耐震性を特段向上させるものではなく、また既往最大の津波に対応しうるものでもないこと
甲16の71	添付5-(6)-1 大飯発電所4号機の系統構成	被告が主張する大飯発電所3号機の系統構成
甲16の72	添付5-(6)-2 事象進展に係る分類	被告主張によっても、起因事象として多数の事象が考えられること
甲16の73	添付5-(6)-3 AM検討報告書及びAM整備報告書で整備した防護措置	被告が「整備」した防護装置は、事故時において、対処しうる施設等を増やすものに過ぎず、大規模な地震や津波に耐えうるよう、事故自体を未然に防ぐためのものではないこと
甲16の74	添付5-(6)-4 防護措置に係る系統概要	同上

甲16の75	添付5-(6)-5 防護措置の設備状況	同上
甲16の76	添付5-(6)-6 炉心損傷に係るイベントツリー	同証拠で摘示されたイベントツリーは、多数のプロセスから構成されているが、概ね2つ以上のプロセスで失敗すれば炉心損傷が起こってしまうこと。
甲16の77	添付5-(6)-7 炉心損傷に係るイベントツリーと防護措置の関係	被告が「整備」した防護装置は、事故時において、対処しうる施設等を増やすものに過ぎず、大規模な地震や津波に耐えうるよう、事故自体を未然に防ぐためのものではないこと
甲16の78	添付5-(6)-8 格納容器内での事象進展に係る物理現象	被告が主張する、格納容器内での事象進展に係る物理現象
甲16の79	添付5-(6)-9 格納容器機能喪失に係るイベントツリー	同証拠で摘示されたイベントツリーは、多数のプロセスから構成されているが、大半のプロセスで成功しなければ格納容器機能喪失が起こってしまうこと
甲16の80	添付5-(6)-10 格納容器機能喪失に係るイベントツリーと防護措置の関係	被告が「整備」した防護装置は、事故時において、対処しうる施設等を増やすものに過ぎず、大規模な地震や津波に耐えうるよう、事故自体を未然に防ぐためのものではないこと
甲16の81	添付5-(6)-11 シビアアクシデント・マネジメントの実施組織の概要	被告が主張するシビアアクシデント・マネジメントの実施組織
甲16の82	添付5-(6)-12 シビアアクシデント・マネジメント関連手順書類の構成概要	被告が主張するシビアアクシデント・マネジメントの関連手順